

申請提出書類一覧 ＜建設工事請負を選択される方用＞

- (1)下記の順に申請書類をA4縦の紙ファイルに綴じてください。なお、受付票については、綴じずにファイルにクリップ止めしてください。
- (2)**市内業者**:法人においては商業登記の本店所在地、個人においては代表者の住民票の住所が藤井寺市内で、かつ建設業法第5条の主たる営業所の所在地が藤井寺市内の者。
準市内業者:建設業法第3条第1項の許可に係る営業所の所在地及び商業登記の支店の事項に藤井寺市内を所在地として営業所を設置する者。
- (3)「法人」「個人」欄の◎印のある書類は、必ず提出してください。▲印のある書類は、備考欄記載の内容に該当する方のみ提出が必要です。
- (4)「コピー」欄が可となっている場合は、コピー(写し)での提出が可能です。ただし、内容が鮮明に読み取れるものを提出してください。
- (5)発行官公署の証明の日付は、**【令和6年10月15日】**以降のものを提出してください。
- (6)提出書類は、別紙の「書類作成上の注意」及び「記入例」等をよく読んでから作成してください。

No.	書 類 名		法人	個人	コピー	様式	備 考
1	提出書類チェックリスト(工事)		◎	◎			
2	競争入札参加資格審査申請書(工事)		◎	◎		様式1-1	
3	使用印鑑届(様式2) 又は 委任状兼使用印鑑届(様式3)		◎	◎		様式2	受任者を設定しない場合
						様式3	受任者を設定する場合
4	印鑑証明書		◎	◎	可		代表者のもの
5	商業登記簿謄本等	登記事項証明書	◎	—	可		現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
		代表者の住民票	—	◎	可		代表者のみ記載のもの
		代表者の(身元)証明書	—	◎	可		本籍地の市町村で発行。(破産者、被後見人等の通知を受けていないことの証明)
		契約の締結及びその履行にあたり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した医師の診断書	—	▲	可		上記、被後見人等の通知を受けていないことの証明ができない場合、上記証明書に加え診断書を提出
6	納税証明書	国税	法人税・消費税 ＜その3の3＞	◎	—	可	(直近1年分)
			所得税・消費税 ＜その3の2＞	—	◎	可	(直近1年分)
		市民税	藤井寺市法人市民税	◎	—	可	市内・準市内業者の場合(直近2年分)
			※未納の徴収金がないことの証明可 藤井寺市市民税	—	▲	可	市内・準市内業者の場合(直近2年分)

No.	書 類 名	法人	個人	コピー	様式	備 考
7	営業許可・登録に関する証明書等	◎	◎	可		別表・契約業種表中、「必要な資格又は登録の内容」欄に掲げるものを申請される方。(建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報、建設業許可証明書、建設業の許可について(通知)、営業許可証明書等)
8	受注実績書(工事)	◎	◎	可	別紙2 (参考)	任意様式
9	営業所について	▲	▲		様式6	市内・準市内業者で申請する場合
10	建設業許可に係る申請書類	▲	▲	可		市内・準市内業者で申請する場合
11	技術者等現況報告書	▲	▲		様式7	市内・準市内業者で申請する場合
12	技術者等の雇用及び資格を証明する書類	▲	▲	可		市内・準市内業者で申請する場合
13	経営事項審査結果通知書	◎	◎	可		
14	入札参加資格者台帳(工事)	◎	◎		様式4-1	
15	「物品・製造・その他委託業務・借上げ等」に関する台帳	▲	▲		様式4-5	「物品・製造・その他委託業務・借上げ等」を申請する場合
16	施設管理業務を選択する場合の書類	▲	▲		別紙1 (参考)	施設管理業務を申請する場合 (任意様式)
17	受付票 ※返信用はがきに貼り付けたもの	◎	◎		様式5	受付票は、返信用はがきに貼り付けてください。 返信用はがきには、返信先を記入の上、綴じずにファイルにクリップ止めしてください。
18	A4縦の紙ファイル	◎	◎			色の指定はありません。
※	(参考)郵送用シート(工事)					必要に応じて使用してください。